

# 北斗市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

問 市役所国保医療課国保係[内線122~125]

## 新たな被保険者証を送付します。

国民健康保険と後期高齢者医療の保険証の有効期限が満了となるため、7月中に特定記録郵便で新しい被保険者証を郵送しますので、お手元に届きましたら差し替えてご使用ください。

\*国民健康保険加入者で、更新日までに75歳の誕生日を迎える方については75歳の誕生日前日までが期限となります。

**国民健康保険証**

現在の保険証 (えんじ色)

↓

新しい保険証 (緑色)

北海道 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和3年7月31日 交付年月日 令和2年8月1日 適用開始年月日昭和48年4月1日
記号 北海道保 番号 123456789012 (秋番)02 氏名 国保 太郎 生年月日 昭和24年5月2日 性別 男 世帯主名 国保 太郎 住所 北海道〇〇町〇〇番地	保険者番号 012345 交付者名 国保課

新しい保険証の有効期間：令和5年7月31日

**後期高齢者医療保険証**

現在の保険証 (黄緑色)

↓

新しい保険証 (黄色)

後期高齢者医療被保険者証	
年 齢 期 限	〇〇年 〇月 〇日
交 付 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日
被 保 険 者 番 号	〇 1 2 3 4 5 6 7
姓 名	札幌市豊和町1丁目
姓 名	札幌 太郎
性 別	男
生 年 月 日	昭和 7年 7月 7日
期 限 開 始 日	平成 20年 4月 1日
期 限 満 了 日	平成 20年 4月 1日
一 部 負 担 額 割 合	1割
保険者番号 （北海道国民健康保険被保険者 の保険証と併用）	〇 1 2 3 4 5
交付者名	国保課

新しい保険証の有効期間：令和4年9月30日

\*令和4年度のみ2回更新があります。  
次回更新は、広報9月号でお知らせします。

## 限度額適用認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証) の更新手続きをお忘れなく！

入院などで医療費が高額になる場合に、窓口での支払いを所得区分に応じた自己負担限度額に抑えることができる限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付しています。

- 国民健康保険加入者で、認定証をお持ちの方  
現在ご使用の認定証の有効期限は7月31日をもって満了となるため、継続して使用される場合は、8月中に申請手続きを行ってください。  
【申請に必要なもの】  
・国民健康保険被保険者証  
※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証など)
- 後期高齢者医療保険加入者で、認定証をお持ちで引き続き交付対象となる方  
7月中にお送りする被保険者証に同封しますので、8月1日からは新しい認定証をご使用ください。(橙色→水色に変わります。)

- 重度心身障がい者・ひとり親家庭の医療費助成を受けている方へ  
現在ご使用の受給者証の有効期限は7月31日です。7月中に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関等を受診する際には、新しい受給者証をご使用ください。

※国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証は、それぞれ発送日が異なります。また、発送数が多いため、お届けするのに日数がかかる場合があります。

## 交通事故など、第三者の行為によりケガや病気をしたとき

相手のある事故やケンカなど、第三者の行為によって発生した傷病を「第三者行為による傷病」といいます。

第三者行為による傷病にかかる医療費については、原則、加害者が全額負担すべきものとされており、健康保険を使用することはできません。また、医療費助成制度の対象者となっている方は、医療費助成の受給者証を使用することができません。

北斗市国民健康保険の方や、医療費助成制度の対象者の方で、第三者行為による負傷が原因で健康保険等を使用し治療を受けた場合は、国保医療課までご連絡ください。

●負傷原因の調査について  
北斗市国民健康保険では、医療機関等からの請求(診療報酬明細書)の内容を確認しています。

その内容から事故など第三者行為による傷病が疑われる場合、北海道国民健康保険団体連合会より負傷・疾病原因についてのお問い合わせや届出のお願いをしておりますので、関係する書類が届きましたら、ご協力をお願いいたします。

